

令和5年第4回

月形町教育委員会会議録

令和5年7月7日

月形町教育委員会

令和5年第4回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和5年7月7日（金） 午後4時00分～午後4時55分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 五十嵐 克 成
主 幹 野 本 和 宏
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
報告第5号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）教育関係予算について
報告第6号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について）
報告第7号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）
報告第8号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）
報告第9号 臨時代理の報告について（月形町通学路安全対策会議委員の委嘱について）
報告第10号 臨時代理の報告について（月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について）
報告第11号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）
報告第12号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）
報告第13号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年4月分・5月分・6月分・7月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和5年第4回月形町教育委員会議案会議録
(令和5年7月7日)

○ 古谷教育長

それでは、ただ今より令和5年第4回月形町教育委員会議を開催します。

給食の無償化については、保護者に通知をしていたが、教育委員会議で皆さんに事前に承認することを失念してしまいました。12月の定例会で2人の議員から質問があり、令和5年度予算すぐやるとは考えていませんでした。3月の定例会で無償化の決断を迫られ、町議選挙後の初議会後の5月11日の全員協議会で表明をした。6月の定例会で補正予算を提出し、無償化が議決され、保護者には委員会から文書を送付しています。

6月21日・22日中学2年生が宿泊研修で札幌方面に出向き、23日体調不良者が2名出てコロナ陽性となりました。24日に生徒7人、先生2人、計9人が感染し、クラスターとなりました。24日、25日が土日で、26日、27日を学年閉鎖、出席停止者は28日の解除者と29日の解除者がいます。

本日、小学3年生の児童と親へのフラワーアレンジ教室があり、花卉生産組合の協力を得て開催されました。そして月形高校の学校祭では、皆で月形音頭を踊りました。父兄も一緒に踊り喜んでおられました。

(午後4時00分開会)

○ 古谷教育長 教育行政報告を説明願います。

○ 五十嵐教育次長 1ページをお開きください。教育行政報告をご説明します。

3月23日、古谷教育長が北海道建設技術センターを訪問しました。これは、29日と5月15日に行われた義務教育学校基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会に審査員として、当センターの職員を派遣いただくこととなったお礼のためご挨拶に伺ったものです。

第3回教育委員会議を24日に開催しました。

4月3日、教職員辞令交付式を委員の皆さん出席により開催しました。

6日、月形小学校、中学校入学式。10日は月形高校の入学式が開催されました。

11日には、管内市町教育委員会教育長会議と教科用図書採択教育委員会協議会が開催されました。

13日は、教育振興会の総会、19日は、今年度第1回の定例校長・教頭会合同会議が開催されました。

22日は、本田明二ギャラリーオープニングセレモニーを開催し、委員他多くの方がギャラリーに駆けつけてくれました。

24日は、PTA連合会の総会、25日は、本年度第1回の公立高等学校配置計画地域別検討協議議会がズームで開催されています。

5月9日は、第1回の町議会臨時会が開催され、10日は、町制施行70周年記念事業のロゴマークとして採択となった方へ副賞の贈呈が行われました。この採択となったロゴマークは月形中学校3年生の本居多華来（たから）さんの作品です。（作品提示）

12日は、ふれあい大学入学式・始業式が、15日には第2回・第3回の義務教育学校基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会を開催し、事業者を選定しました。

16日には、小中高が連携して地域クリーン作戦が実施され、同日、月形高校入学生7人にタブレットが町長から贈呈されました。

17日は小学校の稲作体験学習が行われ、26日は、中学校の体育大会が開催されました。

6月2日は、海外派遣研修派遣者の町長報告が行われ、月形高校の今井日登（はると）君、岩見沢農業高校の東出幸也（ゆきや）君が町長を訪問しました。

3日は、小学校の運動会が、8・9日と第1回町議会定例会が開催されました。

10日は、中体連の陸上の応援、12日は空知森林管理署を訪問しました。これは、義務教育学校の建築に際し、囚人が植えた円山の杉林の間伐材を使えることとなったことに対するお礼と今後の進め方の打合せを行いました。

14日は、温水プールの安全祈願祭を行い、記載していませんが、17日に温水プールがオープンしました。同日、第1回義務教育学校開校準備委員会を開催しました。今後、精力的に教育課程をはじめとする開校準備のために会議を開催していくことになります。

20日、第2回の定例校長・教頭会合同会議、29日は人づくり振興協議会全体会議を開催しました。

30日には、中体連のバドミントン競技の南空知予選が行われ、昨年から体育館で毎週2回練習を重ねてきた中学生6人が中体連に出場しました。勝つことはできませんでしたが、出場したことは大いに意味のあることと考えています。

7月2日には、行政区対抗ソフトボール大会が開催され、6チームが参加し、すがすがしい天候の下、親睦が深められた良い大会でした。

3日から5日の3日間、古谷教育長と月形高校の安達校長が近隣中学校に学校訪問をしました。

説明は以上です。

○ 古谷教育長 ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- **古谷教育長** 報告第5号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）教育関係予算についてを議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

- **五十嵐教育次長** 議案第5号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）教育関係予算についてをご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第5号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）教育関係予算について

令和5年度月形町一般会計補正予算（第2号）教育関係予算について、議決されたので、これを報告するものです。

本日の提出です。

本件については、6月9日の第2回町議会定例会に提案し議決されました本年度の第2号の補正予算となります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は8ページから9ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

教育関係予算につきましては、歳入、歳出ともに学校給食費の無償化に関するものです。本件につきましては、3月17日の第1回定例会の令和5年度一般会計予算特別委員会総括質疑の答弁で、町長は町議会選挙後の早い段階で学校給食費の無償化の表明を行うとしたものを受け、5月11日の町議会全員協議会で無償化を表明しました。それを予算化したのが本補正予算となります。

14ページをお開きください。歳出10款、5項、3目学校給食費についてご説明します。補正額の財源内訳に記載のとおり、小学生69人、中学生51人分の令和5年度1年間分の保護者からご負担いただく学校給食賄材料納付金現年度分6,097千円を減額し、その財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。歳出の予算額に変更はございません。財源振替えとなります。なお、本年度の無償化は国のコロナ交付金を充てますが、次年度以降につきましても財源を確保し、無償化を継続していきます。

つづいて 歳入となります。10ページをお開きください。14款、2項、1目総務費国庫補助金、2節総務管理費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金43,778千円の中に、先程歳出で説明しました児童生徒の給食費6,097千円が含まれています。12ページをお開きください。20款、5項、4目給食事業収入、1節学校給食費、学校給食賄材料納付金が同額減額しました。

以上で報告第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。補足ですが、学校給食の無償化は先生、

給食センターの調理員は含まれていません。給食事業収入の補正後の額2,720千円は先生や調理員の方で、この分はコロナの交付金の対象外です。来年度以降の無償化の財源は、ふるさと納税寄付金から捻出することになろうと思います。

質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって報告第5号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第6号 臨時代理の報告について(月形町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について)を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 報告第6号 臨時代理の報告について(月形町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について)をご説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

報告第6号 臨時代理の報告について(月形町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について)

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則(平成13年月形町教育委員会規則第4号)第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

先ほど一般会計補正予算で説明しました学校給食費の無償化について、当規則に無償化についての規定をするもので、併せて学校給食実施の対象者を追記し、また給食費の納入方法について改正を行うものです。

18ページ中程の「記」の下4行目から説明します。まず、第8条を第10条とし、第9条(給食費の無償化)を加え、徴収をしない者の対象外保護者として第1号生活保護受給者、第2号として他市町村の制度により学校給食費の支給を受けている者、つまり通常の児童・生徒の保護者は給食費を徴収しないということです。区域外就学者を規定し、その他の者は給食費を徴収しないこととしています。

第7条第2項で現行規則では納入告知書での納付しか規定しておらず、これに口座振替を加え、第8条とします。

最後に第6条を第7条として繰り下げ、第6条（学校給食の実施）として、対象とする者を改めて4号規定をしました。

本日の提出です。

以上で報告第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。なお、規則の無償化から除かれる生活保護者は現在該当者がいません。教員の給食料は据え置いた額でいただくことになります。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって報告第6号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第7号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

- **五十嵐教育次長** 報告第7号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）をご説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

報告第7号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

今回の改正は3つの改正を行うもので、まず1点目が実用英語技能検定2級以上の合格者を海外派遣する資格喪失期間を令和5年度に限り、2年を3年に延長する海外派遣事業

における改正。2点目が町内で慢性的に担い手が不足している土木・建築関係の人材確保を図る上から専修学校等の進学先に工業系を追加するもの。3点目が月形高校卒業生が町内の事業所に就職した際に支援を行うものです。

では、22ページ中程の「記」の下4行目から説明します。

制定附則の「附則を附則第1項とし、見出しとして「(施行期日等)」を付し、新たにコロナにより海外派遣事業に参加できなかった者の資格喪失期間を1年間延長する規定を、第2項として加えるものです。また、この項の見出しとして(令和5年度における派遣資格の喪失の特例)を付し、「令和5年度に限り、別表第1の海外派遣事業の対象となる者の資格喪失期間「2年」を「3年」とする。」という1項を加える制定附則の改正を行うものです。

さらに工業分野等の専修学校を新たに加えるものとして、別表第1 9の項を改正するものです。

最後に月形高校卒業生で町内事業所に就職する方への支援として同表に12の項を新たに加え、奨励金として1人10万円を交付するものです。

なお、改正附則において、第1項で改正規定の施行日を定め、施行した規定を附則第2項で本年4月1日に遡及適用するものです。

以上で報告第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第7号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第8号 臨時代理の報告について(月形町学校給食センター運営委員の委嘱について)を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第8号 臨時代理の報告について(月形町学校給食センター運営委員の委嘱について)をご説明いたします。

議案書25ページをお開きください。

報告第 8 号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成 13 年月形町教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

月形町学校給食センター設置条例第 5 条に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、26 ページに記載をしております。今回の委嘱は小中学校の P T A の代表の交代によるものです。

一人目は、住所 月形町、氏名 東出敏幸、備考 月形小学校 P T A 代表、二人目は、住所 月形町、氏名 野崎大輔、備考 月形中学校 P T A 代表、委嘱期間は令和 5 年 5 月 12 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

以上、報告第 8 条についてご説明いたしました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 8 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第 8 号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第 9 号 臨時代理の報告について（月形町通学路安全対策会議委員委員の委嘱について）を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第 9 号 臨時代理の報告について（月形町通学路安全対策会議委員委員の委嘱について）をご説明いたします。

議案書 27 ページをお開きください。

報告第 9 号 臨時代理の報告について（月形町通学路安全対策会議委員委員の委嘱について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成 13 年月形町教育委員会規則第

4号)第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

月形町通学路安全対策会議設置要綱第3条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、28ページに記載をしております。今回の委嘱は人事異動、小学校のPTAの代表の交代によるものです。

一人目は、所属 月形中学校、氏名 八木巻 俊、二人目は、所属 月形小学校PTA代表、氏名 東出敏幸、三人目は、所属 北海道札幌方面岩見沢警察署 大橋明史、委嘱期間は令和5年5月12日から令和6年5月15日までです。

以上、報告9号についてご説明いたしました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第9号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第10号 臨時代理の報告について(月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について)を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第10号 臨時代理の報告について(月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について)をご説明いたします。

議案書29ページをお開きください。

報告第10号 臨時代理の報告について(月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について)

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則(平成13年月形町教育委員会規則第4号)第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、30ページに記載をしております。義務教育学校整備に伴い、学校建築はもとより、校名や校章、校歌、教育課程、学校行事などを協議いただくため委嘱をさせていただきました。

1人目は、所属 月形町行政区連絡会、氏名 米林信廣、2人目は、所属 月形町行政区連絡会、氏名 新関 進、3人目は、所属 月形町行政区連絡会、氏名 柴田 悟、4人目は、所属 月形小学校PTA代表、氏名 東出敏幸、5人目は、所属 月形中学校代表、氏名 野崎大輔、6人目は、所属 月形町認定こども園花の里こども円保護者代表、氏名 鳥潟慎太郎、7人目は、所属 月形町認定こども園花の里こども円保護者代、氏名 梅木悠太、8人目は、所属 月形小学校長、氏名 山下正志、9人目は、所属 月形中学校長、氏名 渡邊直樹、10人目は、所属 月形小学校教頭 氏名 岡崎正典、11人目は、所属 月形中学校教頭、氏名 櫻井貴幸、12人目は、月形学校運営協議会会長、氏名 伊藤 格 です。委嘱期間は、令和5年6月14日から一連の事務が終了するまでです。

以上、報告10号についてご説明いたしました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第10号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第10号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第11号 臨時代理の報告について(月形町社会教育委員の委嘱について)を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第11号 臨時代理の報告について(月形町社会教育委員の委嘱について)をご説明いたします。

議案書33ページをお開きください。

報告第11号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

月形町社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、34ページに記載をしております。今回の委嘱は人事異動に伴う委員の変更によるものです。

被委嘱者、住所 月形町、氏名 安達妙己、備考 高等学校長 です。委嘱期間は、令和5年6月19日から令和6年5月15日までです。

以上、報告11号についてご説明いたしました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第11号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第11号は報告のとおり承認したいと思います。

つづきまして、報告第12号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）を議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第12号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）をご説明いたします。

議案書35ページをお開きください。

報告第12号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

月形町スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、委員の委嘱を行うものです。

被委嘱者につきましては、36ページに記載をしております。今回の委嘱は委員の交代に伴うものです。

被委嘱者、住所 岩見沢市、氏名 千葉^{よしあき}佳明、備考 小学校教諭 です。委嘱期間は、令和5年6月24日から令和6年5月15日までです。

以上、報告12号についてご説明いたしました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第12号は本案のとおり承認することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第12号は本案のとおり承認されました。つづきまして、報告第13号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年4月分・令和5年5月分・令和5年6月分・令和5年7月分）を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第13号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年4月分・令和5年5月分・令和5年6月分・令和5年7月分）についてをご説明します。

議案書37ページをお開きください。

報告第4号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年4月分・令和5年5月分・令和5年6月分・令和5年7月分）について

令和5年4月分・令和5年5月分・令和5年6月分・令和5年7月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書39ページから42ページをご覧ください。

令和5年4月から6月までは同数ですが、3月からでは卒業・入学の関係もありますが小学校で76名から7名減の69名、中学校は53名から2名減の51名、合計129名

から9名減の120名となり、さらに7月は小学校で1年生が1名減となり68名、小中合計119名となりました。

以上、報告第13号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 古谷教育長 質疑なしと認めます。

- 古谷教育長 お諮りします。報告第13号は報告のとおり承認することにしたいと思えます。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第13号は報告のとおり承認されました。

- 古谷教育長 その他で事務局から説明願います。

- 五十嵐教育次長 7月21日の北海道市町村教育委員研修会についてご説明します。日程はお配りした開催概要のとおりです。総合体育館の出発を駐車場の関係で少し早いのですが、午前8時30分とします。目黒委員は総合体育館までお越しいただき、岸上職務代理者はお宅に参上する。幕の内弁当代は支払いしましたので1000円を私に支払い願いたい。

- 古谷教育長 その他の説明を終わります。

今後の事業等を少し話しをさせていただきます。7月20日に第2回目の公立高等学校の配置計画協議会が開催されます。現在の中学2年生に月形高校入学の脈があり、募集停止にならないよう話をしていきたいと考えています。

7月8日に中体連の空知大会があり、柔道・剣道が出場します。柔道は芦別市で開催され、柔道は初の5人により団体戦に出場します。チームは少ないようです。剣道は岩見沢で開催されます。サッカーはこれまで北村と合同チームで出場してきましたが、本年から岩見沢1チームとなり、中学2年生に1人含まれているが出場は難しいかも知れません。クラブチームは別のチームとして参加できます。

林間住宅に小学5年生と3年生の家族が転入し、2人増えます。

3日から5日中学校の学校訪問に13校伺いました。過去に入学してくれた札幌、美唄

の中学校にはパンフレットを送付します。10人維持のため当別、北村、緑から来てくれるかも知れないが、新篠津、西当別は学力が高く難しい状況です。

以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和5年第4回月形町教育委員会を閉会します。

(午後4時55分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長
